

府中市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 12 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第79号

府中市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

府中市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和4年3月府中市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(認定申請書に添付する書類)  第3条 規則 <u>第1条の8</u> の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証等とする。  (認定申請の取下げ)  第4条 法 <u>第5条の13第1項</u> (法 <u>第5条の16第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定による申請又は法 <u>第5条の17第1項</u> の規定による変更の申請（以下これらを「申請」という。）をした者は、市長が法 <u>第5条の14</u> の認定（法 <u>第5条の16第2項</u> 又は第5	(認定申請書に添付する書類)  第3条 規則 <u>第1条の2</u> の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証等とする。  (認定申請の取下げ)  第4条 法 <u>第5条の3第1項</u> (法 <u>第5条の6第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定による申請又は法 <u>第5条の7第1項</u> の規定による変更の申請（以下これらを「申請」という。）をした者は、市長が法 <u>第5条の4</u> の認定（法 <u>第5条の6第2項</u> 又は第5条の7第2

条の17第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の14に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書(第2号様式)により申請をした者に通知するものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の19の規定による命令は、措置命令書(第3号様式)により行うものとする。

(認定管理計画に基づく管理の取りやめ)

第7条 法第5条の20第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第5条の20第2項の規定による通知は、認定取消通知書(第5号様式)により行うものとする。

項において準用する場合を含む。)をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書(第2号様式)により申請をした者に通知するものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による命令は、措置命令書(第3号様式)により行うものとする。

(認定管理計画に基づく管理の取りやめ)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書(第5号様式)により行うものとする。

第2号様式中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第2項又は第5条の7第2項」を「第5条の16第2項又は第5条の17第2項」に改める。

第3号様式中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

第5号様式中「第5条の10第1項」を「第5条の20第1項」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。